

要望日程	令和3年	9月	1日	都議会自民党
		9月	1日	都議会公明党
		9月	2日	都議会立憲民主党
		9月	6日	東京都福祉保健局長
		9月	6日	東京都医療政策部長
		9月	6日	東京都教育長
		9月	7日	都民ファーストの会東京都議団
	10月	14日		日本共産党都議団
	11月	11日		東京都知事
	11月	19日		自由民主党東京都支部連合会

- 要望事項**
1. ポストコロナを見据えた対策について
 2. 看護職の確保・定着推進及び養成と教育について
 3. 災害発生時の連携及び支援について

1. ポストコロナを見据えた対策について

(1) コロナ禍における看護職の処遇改善について

看護職はその職に対し常に高い使命感と倫理観を持ち、日々の勤務を全うしているが、一方では様々な理由で多くの人が離職していることも現実である。

看護職として誇りをもって働くことに相応しい処遇や手当が措置され、報われていると実感できる処遇を図られたい。

あわせて看護職などの処遇改善のため、医療機関などに対する経営支援について一層の充実を図られたい。

(2) 看護職に対する感染症対策の教育の充実

今回、200床未満の医療機関や介護関連施設などでは新型コロナウイルス感染症への感染を制御する必要性が改めて確認された。このため看護管理や感染対策など感染制御に関して専門性の高い教育を受けた看護師の養成を促進し、配置を義務付けるなど感染対策の一層の強化を図られたい。

(3) 感染症対策部署の保健師定数の増加と区市町村に所属する保健師への教育の充実

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、保健所では感染症対策以外の保健師が兼務で対応に当たるなど、体制の逼迫が深刻化している。

政府は昨年末、感染症対策を専門で担当する保健師を現在の1.5倍に増やせるよう自治体への財政支援を拡充する方針を

固めた。この政府方針のもと感染症対策の保健師の定数の増加を確実にされるよう対応されたい。

また、区市町村に所属する行政保健師は感染症対策に直接的に対応していない場合もあり、経験がないこともあるため新たに感染症教育の充実を支援されたい。

(4) 自殺対策の充実と従事する看護職の人材確保

新型コロナウイルス感染症の拡大により、自殺者数は12か月連続で増加し、特に女性が大幅に増えるなど深刻な状況が続いている。

働く人や社会から孤立した人の自殺対策が必要であり、そうした自殺対策の充実とともに、自殺対策に従事する保健師・産業保健師・産業保健分野の看護師の人材確保を図られたい。

(5) 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を支える看護職への人材育成

新型コロナウイルス感染症対策による外出自粛などの社会環境の変化は様々な不安やストレスの要因となっており、特に子育て中の親子が不安や悩みを深め、深刻化している。

こうしたことから、地域における妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援や、支援を必要とする子供や家庭への支援を充実するため、子育て支援を支える看護職への人材の育成を図られたい。

2. 看護職の確保・定着推進及び養成と教育について

(1) 看護基礎教育4年制化について

医療の高度化、地域完結型医療へ転換される中で、今後、看護職はより広範で高い能力が求められ、また役割も多様化している。

そうした中、教育内容の拡充は時代の要請であるにもかかわらず、令和4年改正予定のカリキュラムでは修業年限は据え置かれたままである。

限られた時間において教育内容の増加は実習時間の短縮を意味するが、他方現場との乖離は直接新人の早期離職に影響を及ぼす。このため医療を支える看護職はより広く深い学びが欠かせず、修業年限の延長は必須である。

ぜひとも看護基礎教育4年制化の実現を図りたい。

(2) 准看護師養成停止について

准看護師制度での教育内容は今日の医療に対応し、多職種と協働するなどの現状に対して不十分である。安全な医療の確保の観点から准看護師養成を停止し、看護師への移行に力をいれるよう働きかけられたい。

(3) 医療的ケア児を支援するための看護職などの配置と教育について

令和3年9月から施行される「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」により、医療的ケア児とその家族が適切な支援を受けることができるようサポート体制や教育の

充実が図られることとなった。

このため、保育所や認定こども園などの保育を行う施設、学校（小学校、中学校、高等学校、特別支援学級など）及び放課後児童健全育成事業において常勤の看護職を配置するとともに看護教諭や保育士に対する教育の充実を図られたい。

(4) 潜在看護師活用の体制整備とプラチナナース活用に向けた支援

今回、新型コロナウイルス感染症関連の業務の必要性が高まった結果、潜在看護職を掘り起こし、その後就業に繋がったケースが多くみられ、潜在看護師が有する能力やスキルに応じて活躍の場があることが立証された。今後も、潜在看護師を活用できる体制を構築されたい。

また、就業人口の減少により、経験豊富なプラチナナースの活用はこれからの時代に特に有用であることから、引きつづき就業継続について支援を図られたい。

(5) 訪問看護提供体制の強化

2025年までに訪問看護従事者数は約12万人必要とされるが、現状の看護人材では約5万人に留まっている。都では訪問看護ステーションに対して様々な補助制度を設けているが、訪問看護の人材確保、事業所支援を中心とした訪問看護提供体制の強化の施策化を一層推進されたい。

3. 災害発生時の連携及び支援について

(1) 災害発生時の自治体や医療機関などと連携のための仕組みづくりに対する支援

大規模災害発生時には、看護職も自身が勤務する医療施設等に出勤できないケースが想定される。その場合に被災した場所から参集可能な最寄りの自治体、救護施設、医療機関などにおいて救護活動がスムーズに行えるような新たな仕組みづくりを検討されたい。

また、災害時の広域災害救急医療情報システム（EMIS）は災害時の医療にかかわる情報共有のツールであり、東京都看護協会でも活用できるよう検討されたい。

(2) 災害支援ナース制度確立のための支援と活用について

看護協会では、「災害支援ナース」の制度があり、養成研修及びこの要員の維持のため2年ごとに更新研修を実施し、現在、東京都看護協会でおよそ1,000人の看護職が登録されている。

この災害支援ナース制度の有効活用のための支援を図られたい。